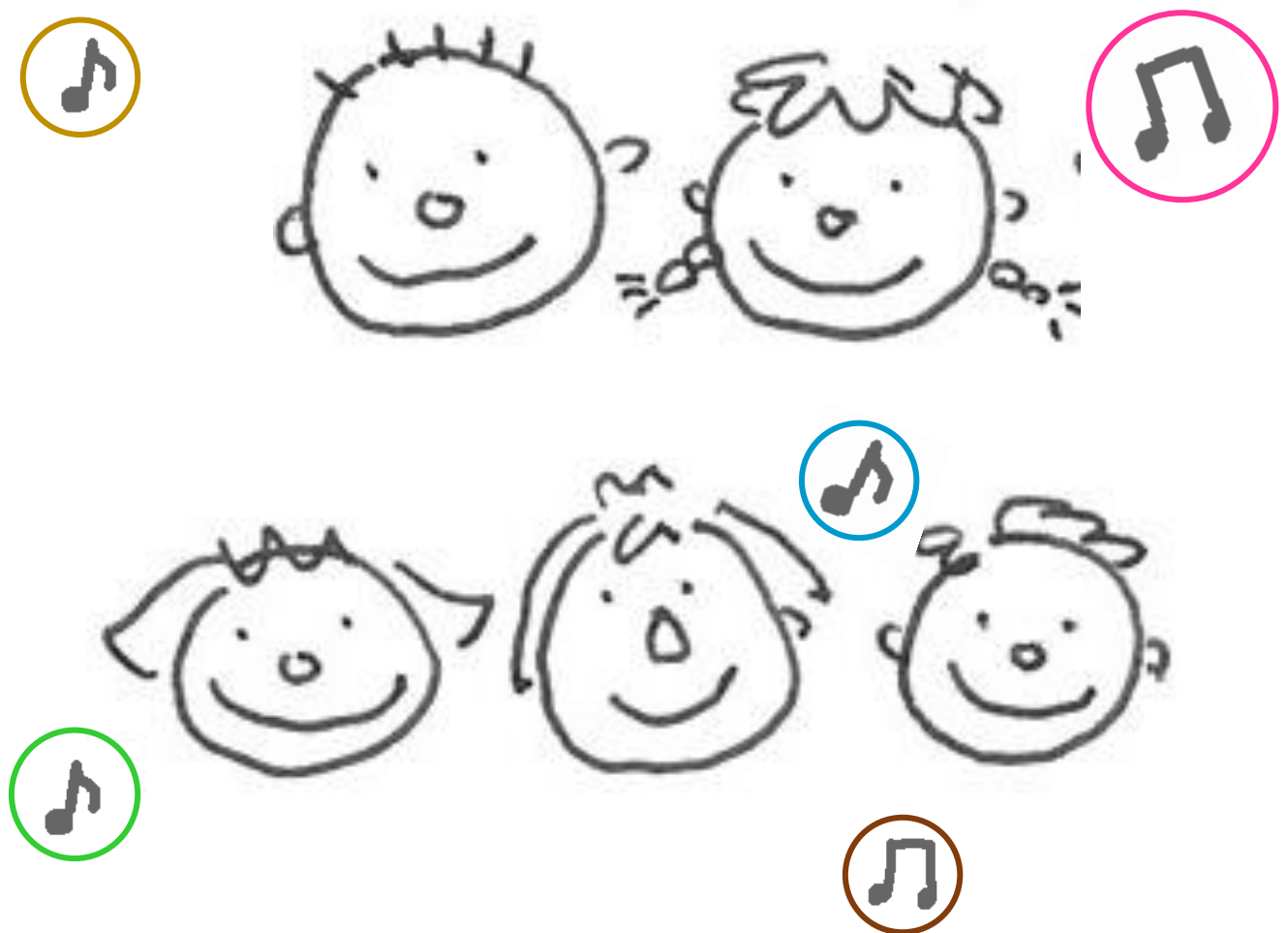


2025年度総会資料



特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

目 次

ページ

I	2024年度（令和6年度）の基本方針に沿って	1
II	経過報告・運営	3
III	2024年度（令和6年度）事業実施報告	
	事業実施報告	5
	資料 講師等派遣、研修会、視察参加報告	14
IV	2024年度（令和6年度）決算報告	
	活動計算書	16
	貸借対照表	18
	財産目録	19
	監査報告書	20
V	2025年度（令和7年度）基本方針・事業計画	
	2025年度（令和7年度）基本方針	21
	2025年度（令和7年度）事業計画	22
	2025年度（令和7年度）活動予算書	25
	2025年度（令和7年度）役員	26
<再録資料>		
	設立趣旨書	i
	定 款	ii

2024年度（令和6年度） 基本方針に沿って

子どもの権利条約第3条にある「子どもの最善の利益」及び31条「子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「子どもの文化」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体とのネットワークを広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) 地域に根差した活動を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) SDGs「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。

（2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs(Sustainable Development Goals)持続可能な17の目標）貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和等

【総括】

地震や大雨、台風、竜巻など自然災害に大きく見舞われた2024年でした。宮崎県内最大震度6弱を記録し南海トラフ地震臨時情報が初めて発令された8月に起きた日向灘地震では、16時42分に発生し児童クラブでは子どもたちのお預かりをしている最中ではありましたが、子どもたち、職員も冷静に対応することができ、ケガなどの人災はありませんでした。このことは、大災害が身近に起きることを実感した出来事でした。大きな災害は子どもたちが被害にあうことだけでなく、学校や友達、仲間との居場所を奪うこともあります。災害への対策を進めると同時に被災したその後の想像も巡らせ、子どものことが後回しにならないように復興や支援の在り方を考えていかなければなりません。

全国的に少子化は一段と進んでいます。宮崎県の24年度年間出生数が6,505人と13年連続で最小になり、予想を上回る人口減少が起きていることが報告されています。そんな中、宮崎市では全体の3分の2にあたる放課後児童クラブについて受託者の変更があり、県外企業の参入が増えつつあります。ICTを使った入退室の管理や長期休みのお弁当配布など、便利さと効率化が進んできています。これまで児童クラブの支援員が見てきた子どもたちの家族のあり様も変わってきており、働くことが優先され、保護者の忙しさは増し、子どもに向き合う時間が取れないなど、子どもの育ちに影響が出ているのではないかと感じています。以前から言われていたことではありますが、温暖化の影響もあり熱中症アラートが毎日のように発令され外での遊びが制限されるなど、室内中心へとさらに進んでいます。仲間、時間、空間といわれる三間が保障されず、子どもたちの心や体に影響が出てきているのではないかと心配は絶えません。

学びについて学校に行けない、行かない子どもたちの選択として学びの多様化学校、夜間中学校などが設立、またフリースクール、通信制高校など様々な選択ができるようになってきています。子どもにとって最善の利益になっているのか、子どもの意見をよく聴くことも重要な視点になってきます。

しかし、子どもの居場所や中高生の居場所については、十分に確保できていないという議論が多くありました。学習支援やプレイパークなどを通して子どもたちが主体的に動き知恵を出し、居心地の良い自分たちの居場所を作れるように一緒に考える体制も必要だと感じています。その中で、子ども食堂が宮崎市内に48ヶ所となり、地域の大人たちが子どもに関わることが多くなりました。大事な取り組みだと思っています。子どもの居場所の1つになるべく行ってきた里親普及促進センターが2025年度から児童福祉施設として里親支援センターを設置することになりました。9年間の実績をこれまで以上に発揮し、子どもの幸せを果たしていく必要があると考えています。

これまでのみやざき子ども文化センターの25年の実績の積み重ねは大きな財産となっており、宮崎市制100周年記念で功労者表彰を団体として受賞いたしました。しかしながら時代の流れによる変革が求められています。指定管理事業、委託事業などは、行政の財政の厳しさから事業の打ち切りや予算の削減などこれまで通りとはいかない現状があります。新規事業の開発や事業進捗の効率化、ICTの活用などそれぞれの職員の意欲や研究、研修によって成果が出せるような雰囲気作りが大切となります。

最後に、子どもの数に関わらず子どもの育ちについては、様々な方向からの手立てが必要になってきています。これからもアンテナを張りながら支援が必要な子どもや保護者に手助けができるようなネットワーク体制づくりに努めていきたいと思っています。

Ⅱ 経過報告・運営

1. 経過報告

平成12年	3月29日	NPO法人設立準備室発足会議	7回
平成12年	6月24日	NPO法人みやざき子ども文化センター設立総会	
平成12年	6月30日	特定非営利活動法人の申請	
平成12年	9月11日	認証	
平成12年	9月25日	登記完了	特定非営利活動法人となる
平成12年	12月1日	橘通りに事務所開設	
平成13年	6月25日	平成13年度通常総会	
平成14年	5月27日	平成14年度通常総会	
平成15年	5月26日	平成15年度通常総会	
平成16年	4月26日	平成16年度通常総会	
平成17年	5月31日	平成17年度通常総会	
平成18年	5月27日	平成18年度通常総会	
平成19年	6月2日	平成19年度通常総会	
平成20年	5月30日	平成20年度通常総会	
平成21年	5月26日	平成21年度通常総会	
平成22年	5月28日	平成22年度通常総会	
平成23年	5月23日	平成23年度通常総会	
平成24年	5月28日	平成24年度通常総会	
平成25年	5月27日	平成25年度通常総会	
平成26年	5月30日	平成26年度通常総会	
平成27年	5月29日	平成27年度通常総会	
平成28年	5月30日	平成28年度通常総会	
平成29年	5月26日	平成29年度通常総会	
平成30年	5月25日	平成30年度通常総会	
2019年	5月24日	2019年度通常総会	
2020年	5月26日	2020年度通常総会	
2021年	5月25日	2021年度通常総会	
2022年	5月25日	2022年度通常総会	
2023年	5月25日	2023年度通常総会	
2024年	5月23日	2024年度通常総会	
2024年	10月28日	2024年度臨時総会	
2025年	5月22日	2025年度通常総会	

2. 運営に関する事項

i 2024年度第2回理事会

日時	2024年10月28日（月）	17:00～18:00
場所	NPO法人みやざき子ども文化センター	
出席	理事	7名（うち委任2名）、監事 1名
議事内容	・里親普及促進センターについて ・定款改定について ・主たる事務所の移転について ・2024年度事業について	

ii 2024年度臨時総会

日 時 2024年10月28日(月) 18:00～18:30

場 所 NPO 法人みやざき子ども文化センター

出 席 正会員 12名(うち委任5名)

議事内容 ・定款改定について

iii 2025年度第1回理事会

日 時 2025年5月22日(木) 19:00～

場 所 NPO 法人みやざき子ども文化センター

出 席 理事 7名、監事 2名

議事内容 ・2024年度事業報告・決算報告
・2025年度基本方針・事業計画・収支計画
・役員について

iv 2025年度通常総会

日 時 2025年5月22日(木) 20:30～

場 所 NPO 法人みやざき子ども文化センター

出 席 正会員 13名(うち委任2名)

議事内容 ・2024年度事業報告・決算報告
・2025年度基本方針・事業計画・収支計画
・役員について

Ⅲ 2024年度（令和6年度） 事業実施報告

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「**子どもの最善の利益**」及び31条「**子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重**」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「**子どもの文化**」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体との**ネットワーク**を広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) **地域に根差した活動**を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) **SDGs「誰一人取り残さない」** 持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。

(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標のうち貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和等など)

事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

2. 事業実施

実施期間： 令和6年4月1日～令和7年3月31日

- 2-1. 指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業を「**子どもの育ちや子育て支援**」、「**子どもの文化芸術の振興**」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。

【指定管理事業】

宮崎市田野児童センター・宮崎市かのう児童センター・宮崎市きよたけ児童文化センター・みやざきアートセンターの指定管理者として行政と協働しながら地域との連携も視野に入れ充実した事業内容にする。

0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を図る。

□宮崎市「かのう児童センター、田野児童センター（田野地域子育て支援センター含む）管理運営」

<宮崎市田野児童センター>

実施日：月曜日～土曜日(祝祭日・年末年始を除く)

登録者数：169名

来館者数：24,317名

イベント実施回数：177回

参加者数：4,694名

内容：TANO子ども食堂、モノづくり体験など実施

広報：TANOにこにこ通信（12回）月721部発行

<宮崎市田野地域子育て支援センター>

実施日：火曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

来館者数：2,655名

イベント実施回数：54回

参加者数：740名

内容：赤ちゃんサロン、ミニ運動会など実施

広報：田野しい子育て通信（12回）月500部発行

<宮崎市かのう児童センター>

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

登録者数：317名

来館者数：31,599名

イベント実施回数：152回

参加者数：2,303名

内容：ティーチャーズエッグ、季節毎の工作など実施

広報：児童館だより「かのうSEED」（12回）月1,000部発行

□宮崎市「きよたけ児童文化センター管理運営」

実施日：火曜日～日曜日（祝祭日は開館、翌日休館・年末年始休館）

来館者数：28,187名

図書貸し出し数：12,728冊

イベント実施回数：256回

参加者数：4,292名

内容：読書活動、おもちゃ広場及びワークショップなど実施

広報：すずしろ（11回）月4,500部発行

□「みやざきアートセンター管理運営」（NPO法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）

実施日：月曜日～日曜日（年末年始を除く）

事業内容：・かみよりつぐかたちー新聞紙から生まれる動物たちー ・Perfume COSTUME MUSEUM

・かがくいひろしの世界展 ・Art Box 宮崎の女性作家たちによるブラボー！ART展

・宮崎市美術展ほか ・教育普及事業、太陽の広場運営 等

入場者数：92,947名

【受託事業】

国、宮崎県、宮崎市、財団等からの委託や補助事業について、協働しながらより良い事業の推進を図る。

□宮崎市「b & g みやざき及び小戸地域子育て支援センター運営業務」

<b & g みやざき>

生活や学習等の環境に困難を抱えている子どもを支援するために、子どもが安心して過ごせる「家でも学校でもない第三の居場所」及び放課後等における子どもの「活動の機会」を設け、地域社会とともに子どもたちの社会的相続を補完し、将来自立できる力を育む。

登録者数：20名

利用者数：延べ2,282名

イベント実施回数：15回

<宮崎市小戸地域子育て支援センター>

実施日：月、火、木、金曜日、第1、3、5土曜日、第2、4日曜日（祝祭日・年末年始を除く）

来館者数：4,276名

イベント実施回数：67回

参加者数：1,951名

内容：赤ちゃんの日、お誕生日会、まるまる育児講座など実施

広報：小戸地域子育て支援センターおたより（12回） 月200部発行

□宮崎市「児童クラブ運営業務」

実施日：月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始を除く）

【江平児童クラブ（2クラブ）、江平第二児童クラブ】

登録者数：90名（江平児童クラブ）、42名（江平第二児童クラブ） 利用者数：延べ23,051名

イベント実施回数：192回（江平児童クラブ）、157回（江平第二児童クラブ）

【田野児童クラブ】

登録者数：28名

利用者数：延べ3,672名

イベント実施回数：302回

【コペルキッズ児童クラブ】

登録者数：45名

利用者数：延べ7,433名

イベント実施回数：144回

【かのう児童クラブ（4クラブ）】

登録者数：205名

利用者数：延べ28,936名

イベント実施回数：47回

□宮崎市「令和6年度ふるさと文化学習支援事業」

芸術文化に秀で、個性豊かな人生経験を有する講師の指導の下、体験学習や心の交流を通して、児童生徒の「豊かな表現力」「主体性」「郷土愛」を醸成することにより、児童生徒の無限の可能性を引き出すことを目的とする。

実施回数：136回 実施単位数：278単位

実施小学校数：34校 実施中学校数：5校

参加者数：4,321名

□宮崎市「令和6年度小中学校芸術鑑賞派遣事業」

児童生徒のところに生の音楽や、演劇を届けることにより非日常の世界をつくり、仲間と一緒に共感しあう場をつくる。

実施校数：27校29ステージ（小学校13、中学校11、支援学校3）

公演団体：14団体

参加者数：11,155名

□宮崎県「令和6年度ファミリー・サポート・センターのアドバイザー研修事業実施業務」

宮崎県内のファミリー・サポート・センター事業を円滑にするため、ファミリー・サポート・センター・アドバイザーの資質向上及び市町村担当者等を対象とした研修を実施する。情報交換（交流）、リスクマネジメント研修などを行い、子育て家庭への対応などを学ぶ。

- ・全体研修会及びアドバイザー等研修会（全2回）※ハイブリッド開催

日 時：令和6年10月24日（木）

参加者数：24名

内 容：「防災力、減災力を身に付けよう」、「情報交換会」

日 時：令和7年2月4日（火）

参加者数：28名

内 容：「魅力ある情報発信の方法」、「前向きな言葉がけの大切さ～言葉のメカニズムを知ろう～」

□宮崎県「令和6年度ファミリー・サポート・センター広報事業実施業務」

宮崎県内のファミリー・サポート・センター事業の更なる利用促進を図るために、小冊子「宮崎県内のファミリー・サポート・センターのご案内」の改訂を行う。

冊子制作：「宮崎県内のファミリー・サポート・センターのご案内」

作成：13,000部

配布先：宮崎県下26市町村（子育て支援センター、児童館、市民活動センター等）

443ヶ所

□宮崎県医師会「女性医師保育支援サービスシステム事業実施業務」

子育て中の女性医師等の一時的な子どもの預かり、保育サポート支援。

- ・サポート会員養成講座、サポート会員スキルアップ研修会、全体顔合わせ会の実施
- ・サポート会員のシフト制による援助体制の充実

利用実績数：584件（通常預り582、病後児預かり0、キャンセル2）

預かり人数：延べ721名

利用会員数：61名 サポート会員数：37名

□宮崎県「里親普及促進センター運営業務」

里親普及促進センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング及び里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。

①里親制度等普及促進事業

- ・相談窓口 相談件数：108件（来所46、電話34、説明会5、メール12、その他11）

- ・里親普及啓発講演会

参加者数：112名

- ・里親制度説明会 5回

参加者数：49名

- ・出前講座 7回（専門学校2、大学1、企業1、市町村3）

参加者数：360名

- ・里親制度普及促進キャンペーン（宮崎、都城、延岡）

- ・地方自治体との広報連携

市町村数：18件

- ・映画「あの家族」上映会&ミニトークショー

参加者数：63名

②里親研修・トレーニング等事業

- ・里親研修実施 受講者数：25世帯43名（基礎研修）、25世帯41名（登録前研修）、16世帯26名（更新研修）
- ・里親スキルアップ研修 5回 ※ハイブリット開催 受講者数：116名

③里親支援業務コーディネーター業務

- ・地区別実務者会議及び児相センター2者協議 23回（中央8、県南8、県北7）

④里親訪問等支援事業

- ・訪問支援等対応件数：296件（事後調査26、定期委託訪問78、新規フォローアップ116、未委託訪問76）

□宮崎県「保育士支援センター運営体制整備事業業務」

保育士資格を有し、保育士として就業していない方（潜在保育士）の就職や保育関連施設の潜在保育士の活用支援を行う「保育士支援センター」を設置、運営することにより、保育士の専門性の向上と質の高い人材の安定的確保を行うことを目的とする。

登録者数：593名（保育士298、保育補助183、学生112）

登録施設数：304施設 求人施設数：34件 求人件数：52件 相談件数：38件

□宮崎県「赤ちゃんの駅普及・啓発業務」

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提供する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

実施市町村：宮崎県下全26市町村

登録施設数：485件（新規登録施設15件）

□宮崎市「子ども食堂ネットワーク応援業務」

（NPO法人みやぎきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク）

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心して子ども食堂の利用ができる環境の整備。

- ・コーディネーター業務

対応件数：311件（開設相談52、食材相談106、運営相談47、利用相談50、その他56）

その他実施件数：繋ぎ件数3件、企業との連携254件、利用者相談19件、食材等のマッチング支援328件（受け）・389件（払い）

- ・子ども食堂登録団体 48団体

利用者数：延べ20,599名

【助成事業】

□「子どもゆめ基金助成活動」独立行政法人 国立青少年教育振興機構

「キッズ・アート・アカデミー」として「演劇」や「ものづくり」などを通して子どもたちの文化芸術体験や、多様な人との出会いをつくり新しい自分を発見する。

「キッズ・アート・アカデミー ～こどもアート大作戦～おいでよ！君のSoSo（想創）プレイス～」

実施期間：令和6年6月16日（日）～12月15日（日） 計5回

場 所：宮崎市きよたけ児童文化センター

講 師：守川美輪、本間安子、原田ユウミ、田代桂子、杉原木三

参加者数：延べ214名

「キッズ・アート・アカデミー「演じる」～子ども劇団空風スマイルシアター～」

実施期間：令和6年6月29日（土）～令和7年3月2日（日） 練習：31回

劇団名：子ども劇団空風スマイルシアター（参加者26名）

参加者数：延べ625名

発表公演：令和7年3月2日（日） 場 所：みやざきアートセンター

講 師：伊藤海、服部響、池田孝彰、下水流いつみ、原口奈々

演 目：「音色がみたゆめ」 原 作：原口奈々 演 出：伊藤海

観覧者数：延べ346名

「キッズ・アート・アカデミー めざせ主役！次のスターは君だ！みんなで映画をつくろう」

実 施 日：令和6年12月25日（水）、26日（木）、令和7年2月1日（土）

場 所：宮崎市田野児童センター

講 師：濱砂崇浩 脚本、演出、撮影：伊達忍

映画タイトル：「いせかいゲー～タコゲーム～」、「小さな能力者たち」（参加者14名）

観覧者数：延べ69名

□「ホッとアートプレゼント」（宮崎オーシャンライオンズクラブ助成）

「長期入院の子どもの心を癒す芸術との出会い事業」

実 施 日：令和6年10月30日（水）ハロウィンコンサート 浮世（手品、変面）

令和6年12月25日（水）クリスマスコンサート 土田浩（チェロ）、押川洋樹（ヴァイオリン）、土田悦子（ピアノ）

2-2. 課題解決のため自主事業を行いNPOとして使命を果たす。

【自主事業】

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。
さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とする。

□「キッズアート基金 鑑賞教室事業」※

宮崎県内の学校等での鑑賞教室実施の機会を提供する。

実施回数：31回（33公演） 公演団体：11団体

参加校数：11市町村33校（小学校20、小中学校4、中学校9）

参加者数：5,898名

小規模校助成件数：18公演（小学校12、小中学校4、中学校2）

※「キッズアート基金」：すべての子どもたちに「ほんものと出会う」機会、環境の創出を目的に、寄付を原資に基金を創設。宮崎県内の18歳未満の子どもを対象とした芸術文化活動（学校公演、ものづくり、ワークショップなど）の実施団体および活動への助成（主に小規模校対象）。

□「託児事業」

講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

申込み件数76件・キャンセル21件

実施回数：55回

〈新規〉□「BASE101」

江平ビル101を地域のコミュニティベースとして「子どももおとなもアートに出会い、人に出会い、未来に出会う場所」をコンセプトに事業を展開。（令和6年6月12日（水）オープン）

開 設 日：月曜日～金曜日（イベントによって土日祝も開設）

利用者数：1,968名

<キッズアートアカデミー>

- ・「デザインコース(小学生の部、中学生の部：月2回)」、「ボーカルアンサンブルコース(月3回)」、
「バンドアンサンブルコース(月3回)」

参加者数：延べ182名

<大人のクラブ活動>

講座開催数：11講座（32回）

参加者数：延べ166名

<ギャラリー&レンタルスペース>

レンタルスペース

利用回数：11回

展示会開催

- ・6月12日（水）～6月26日（水）「現代っ子センター絵画展」
- ・7月29日（月）～8月9日（金）「日高啓子と仲間たち展」
- ・8月17日（土）～8月23日（金）「YUTA イラスト展『（✕）展』

<101 マルシェ>

偶数月開催：令和7年2月より開催

参加者数：延べ70名

その他、カフェの提供、AOSHIMA BAGEL の定期（第2・4木曜日）、シフォンケーキ等の不定期販売や江平子安観音大祭に合わせ出店。

□「(子育て支援団体向け) 子育てワンストップセンター CO to CO (コトコ)」

宮崎県内にある様々な支援を把握し、孤立する子育て世帯と支援を結び付けることで誰もが安心して子育てできる地域社会を目指す。

- ・「かっこいい考え方を身に付けよう！自分の好きなことを知ろう～」ワークショップ

日 時：①令和6年7月2日（火）、9日（火）、②令和7年1月29日（水）

場 所：①宮崎市田野児童センター ② b & g みやざき

講 師：アビームコンサルティング株式会社子どもセクター

参加者数：延べ25名

〈新規〉□「まちなかアートぱーく」

手指を使うこと、モノを作ることに挑戦するなどアートを通して子どもたちの想像及び創造力を育むことを目的とする。

実 施 日：令和7年2月23日（日）、24日（月・祝）

場 所：みやざきアートセンター【たちなばマルシェ同時開催】

講 師：上口将生、後藤麻夫、杉原木三、外山崇壽、みやざき子ども文化センター児童クラブ職員

出 店 者：黒木愛子、山本尚子、カラペハリエ、HEMUMOWAN

来場者数：延べ915名

□宮崎県教育委員会 アシスト企業登録「職場体験の受け入れ」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験、インターンシップの受け入れ。

- | | | | | | |
|-------------|----|---------------|----|------------|----|
| ・宮崎市立大塚中学校 | 4名 | ・宮崎市立大宮中学校 | 2名 | ・宮崎市立大淀中学校 | 4名 |
| ・宮崎市立東大宮中学校 | 3名 | ・宮崎大学地域資源創成学部 | 2名 | ・宮崎市職員 | 2名 |

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- ・「ホームページ」「Facebook」「Instagram」「LINE」 随時更新
 - ・「TANOにこここ通信」 月1回 宮崎市田野児童センター発行
 - ・「田野しい子育て通信」 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行
 - ・「すずしろ」 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行
 - ・「かのう SEED」 月1回 宮崎市かのう児童センター発行
 - ・「小戸地域子育て支援センターおたより」 月1回 宮崎市小戸地域子育て支援センター発行
- 宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

2-4. 地域との連携事業

□「子育てネットワークみやざき」事務局

- ①子育て支援団体による月1回の例会での情報交換 登録団体数：24団体
- ②みやざき子育て応援フェスティバルの実施。
 - ・実行委員会の開催 6回 打ち合わせ会 4回
 - 「みやざき子育て応援フェスティバル2024」 出展及び協力団体：97団体
 - 日 時：令和6年11月9日（土）、10日（日） 入場者数：4,000名

□宮崎子育てネット「児童虐待防止及び対応のための研修に係る業務」、「体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発業務」事務局

「宮崎子育てネット」に登録している団体が講師となり、子どもの育ちに関心がある個人や要保護児童に関する機関（学校、幼稚園、保育所、医療機関、行政機関）に対する「虐待、子どもの育ち」について研修を実施する。

- ・児童虐待防止及び対応のための研修 実施回数：31回 参加者数：668名
講 師：宮崎子育てネット登録10団体
- ・体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発 実施回数：30回 参加者数：613名
講 師：宮崎子育てネット登録12団体

□宮崎県里親会「宮崎県里親会事務局業務」

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親の精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

- ・会報「里親」（10月：第88号、3月：第89号）の発行 総発行部数：900部
- ・大会及び研修会参加：九州地区里親研修大会（熊本大会）、全国里親大会（ふくい大会）
- ・里親を求める運動月間：里親制度普及促進キャンペーン、児童虐待防止推進キャンペーン開催協力支援

□EHILAIイベントスペースの活用・コペルキッズの活用

親子や地域の方がゆっくりくつろいで過ごせる場として開放、また講座やコンサートに利用している。

開放日：月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

- ・子育てネットワークみやざき（子育て支援団 thể例会）：毎月1回
- ・ザ・わざおきーず（演劇の稽古場として利用） 実施回数：68回

その他、キッズ・アート・アカデミーの「子ども劇団空風スマイルシアター」の練習会場として利用。

□ご寄付・ご寄贈を頂きました。

- ・宮崎オーシャンズライオンズクラブ様(長期入院の子どもたちのための絵本のプレゼントや音楽会の実施)
- ・「キッズ・アート基金」に寄付を頂きました。

第一生命保険株式会社様、合同会社こふく劇場様、ユニット「あんてな」様、株式会社ドリームブロッサム様、株式会社ここくるり様、個人の方々様

- ・市民の皆様、企業様より「子ども食堂」(支え合いの地域づくりネットワーク事業)に食材等を頂きました。子どもたちのために有効に使わせて頂きます。ありがとうございました。

資料 〈令和6年度研修会 視察参加報告〉

【講師等派遣】

No.	研修名	研修日	派遣者	主催
1	NPOマネジメントアドバイザー派遣 (NPO法人リンパ健康アカデミー)	令和6年4月17日、5月9日	片野坂 千恵	みやざきNPO・協働支援センター
2	NPOマネジメントアドバイザー派遣 (みやざき自然塾)	令和6年6月19日	片野坂 千恵	みやざきNPO・協働支援センター
3	地区活動論フィールド演習	令和6年7月8日	永江 彩乃	宮崎大学医学部看護学科
4	宮崎県放課後児童支援員資質向上研修会（第一回） 研修B「放課後児童クラブ・児童館・児童センター職員 向け情報交換会」	令和6年7月11日	後藤 麻夫	宮崎県児童館連絡協議会
5	宮崎県放課後児童支援員資質向上研修会（第一回） 研修C「表現活動」	令和6年7月11日	衛藤 和洋	宮崎県児童館連絡協議会
6	NPOマネジメントアドバイザー派遣 (NPO法人ハートスペースM)	令和6年11月27日	片野坂 千恵	みやざきNPO・協働支援センター
7	これはやらなきゃいけない！会計講座	令和6年12月13日	片野坂 千恵	宮崎市民活動センター
8	第1回MIYAGAKUこどもフォーラム	令和7年2月25日	片野坂 千恵	宮崎国際大学・宮崎学園短期大学 幼児教育・保育センター

【視察・研修会・講座等参加】

No.	研修名	研修日	参加者	主催
1	コマーキングスペースco-me	令和6年5月2日	2人	視察
2	食品衛生責任者養成講習会	令和6年5月-6月	2人	公益社団法人宮崎県食品衛生協会
3	個人情報保護講習	令和6年5月14日	16人	NPO法人みやざき子ども文化センター
4	優里の会定期講演会 ～社会全体が子どもの「社会的共同親」となる世の中へ～	令和6年6月2日	1人	特定非営利活動法人優里の会
5	第1回宮崎市子どもネットワーク会議	令和6年6月7日	1人	支え合いの地域づくりネットワーク
6	児童育成支援拠点事業	令和6年6月12日	1人	日本財団
7	救命救急法・幼児安全	令和6年6月14日	17人	日本赤十字社宮崎県支部
8	クレーム対応研修会	令和6年6月18日-19日	62人	NPO法人みやざき子ども文化センター
9	令和6年度放課後児童対策推進研修会	令和6年6月25日	7人	宮崎県教育委員会
10	遊びの講習	令和6年6月30日	1人	宮崎地域交流センター
11	令和6年度児童厚生員等基礎研修会	令和6年7月2日-5日	1人	一般財団法人児童健全育成推進財団
12	宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 (第一回)「安全指導・安全管理」	令和6年7月11日	18人	宮崎県児童館連絡協議会
13	宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 (第一回)「情報交換研修」	令和6年7月11日	7人	宮崎県児童館連絡協議会
14	宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 (第一回)「表現活動」	令和6年7月11日	3人	宮崎県児童館連絡協議会
15	宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 (第一回)「地域福祉活動」	令和6年7月11日	3人	宮崎県児童館連絡協議会
16	子どもの権利とセーフガーディング	令和6年7月17日	1人	日本財団
17	小戸地区ケア会議	令和6年7月19日	1人	宮崎市地域保健課
18	令和6年度九州地区里親研修大会熊本大会 「こどもまんなか」～子どもと里親の笑顔のために～	令和6年7月20日-21日	1人	全国里親会、九州社会福祉協議会連合 会、九州地区里親連絡協議会、熊本県 社会福祉協議会、熊本県里親協議会
19	令和6年度宮崎県公共図書館連絡協議会 職員研修会	令和6年7月22日	1人	宮崎県公共図書館連絡協議会
20	福祉関係者等との連絡会	令和6年7月24日	1人	宮崎市立小戸小学校
21	フォスタリング研修 第17回ファシリテーター養成コース オンライン	令和6年8月25日-26日	1人	一般社団法人無優樹
22	フォスタリング研修 第17回ファシリテーター養成コース	令和6年9月3日-4日	1人	一般社団法人無優樹
23	企画力向上講座～アイデアを企画に落とし込む秘訣と は？～	令和6年9月4日	1人	宮崎市民活動センター
24	発達障害対応（自閉症）講座	令和6年9月12日	25人	NPO法人みやざき子ども文化センター
25	小戸地区防災研修会	令和6年9月14日	1人	小戸まちづくり推進委員会
26	「鏡の中のぼく」作者講演会 ～正解のない社会で大人も子どもも“自分らしく”生き る～	令和6年9月14日	1人	マザーズコーチングスクール宮崎

No.	研修名	研修日	参加者	主催
27	第4回 NPO企画力等向上研修 『これで安心！助成金獲得のコツと実践で申請書を書く講座』	令和6年9月14日	1人	みやざきNPO・協働支援センター
28	児童支援員認定資格研修	令和6年9月17日-20日	5人	宮崎県児童館連絡協議会
29	子どもを守るパズルの1ピースとして子ども虐待に対応するリフカー研修	令和6年9月28日	3人	認定特定非営利活動法人 チャイルドファーストジャパン
30	小戸地区防災講習会	令和6年10月6日	3人	小戸まちづくり推進委員会
31	第69回全国里親大会ふくい大会	令和6年10月12日-13日	1人	こども家庭庁・福井県、公益財団法人全国里親会、東海・北陸ブロック里親連絡協議会、福井県里親会
32	第2回宮崎県子ども食堂ネットワーク会議「早瀬さんに聞きたい！サイコー（最高＆再考）！の宮崎とは」	令和6年10月14日	1人	支え合いの地域づくりネットワーク
33	応急手当講座	令和6年10月17日	10人	宮崎市消防局
34	令和6年度宮崎県公共図書館連絡協議会 第3回職員研修会	令和6年10月21日	1人	宮崎県公共図書館連絡協議会
35	宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 （第二回）『配慮を要する児童の対応』	令和6年10月23日	7人	宮崎県児童館連絡協議会
36	防災講習・防災訓練	令和6年11月7日	8人	NPO法人みやざき子ども文化センター
37	個人情報保護 第2回子ども第三の居場所サミットについての研修	令和6年11月8日	1人	日本財団
38	令和6年度田野地区母子地域ケア会議	令和6年11月13日	1人	宮崎市地域保健課
39	特別養子縁組里親当事者（養子・養親）と共にすすめる ワークショップ2024	令和6年11月16日	1人	鹿児島県乳児福祉協議会
40	乳児・幼児の救命救急処置について	令和6年11月27日	9人	日本赤十字社宮崎県支部
41	体罰防止研修	令和6年11月29日	25人	NPO法人みやざき子ども文化センター
42	令和6年度宮崎県放課後児童支援員認定資格研修	令和6年11月26日-29日	1人	宮崎県児童館連絡協議会
43	令和6年度人権啓発活動協働推進事業 目指せ！こどもまんなか社会	令和6年11月30日	1人	宮崎国際大学・宮崎学園短期大学地域連携センター
44	宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 （第三回）『地域福祉活動』	令和6年12月3日	7人	宮崎県児童館連絡協議会
45	宮崎県放課後児童支援員・児童厚生員等資質向上研修会 （第三回）『ゲーム・運動あそび』	令和6年12月3日	6人	宮崎県児童館連絡協議会
46	県南地域子育て支援センターグループ研修	令和6年12月4日	1人	綾子育て支援センター
47	職業紹介責任者講習	令和6年12月4日	1人	公益社団法人全国国民職業紹介事業協会
48	医療と子ども虐待	令和6年12月8日	1人	Child First みやざき
49	令和6年度第2回田野中学校区特別支援教育連絡会議	令和6年12月10日	1人	田野小学校
50	普通救命講習	令和6年12月13日	1人	宮崎市消防局
51	期待されている役割やこども家庭センターとの連携 「地域子育て相談機関のあり方について考える」	令和7年1月23日	1人	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会
52	児童支援員認定資格研修	令和7年1月21日-22日 28日-29日	1人	宮崎県児童館連絡協議会
53	令和6年度生活・学習サポーター養成講座	令和6年11月1日・3日・12月7日 令和7年1月11日・2月1日	1人	一般社団法人みやざき子どもサポートリンク
54	令和6年度宮崎県子どもの貧困対策人材育成研修	令和7年2月16日	3人	NPO法人Swing-By
55	令和6年度里親制度普及啓発講演会 「こうのとりのゆりかごからはじまる第二の人生」	令和7年3月9日	2人	宮崎県里親普及促進センター
56	令和6年度宮崎県公共図書館連絡協議会 第2回総会	令和7年3月10日	1人	宮崎県公共図書館連絡協議会
57	第3回宮崎県子ども食堂ネットワーク会議	令和7年3月18日	1人	支え合いの地域づくりネットワーク

2024年度(令和6年度) 活動計算書

令和6年4月1日～令和7年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
会員受取会費	40,000		
		40,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	452,759		
		452,759	
3. 受取委託金等			
みやざきアートセンター指定管理業務	33,379,325		
みやざきアートセンター委託人件費等収入(自主事業含む)	3,480,000		
宮崎市支え合いの地域づくりネットワーク事業	850,938		
宮崎市支え合いの地域づくりネットワーク委託人件費収入	3,228,934		
宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業	3,300,000		
宮崎市ふるさと文化学習支援事業「ふるさと先生こんにちは」	4,000,000		
宮崎市きよたけ児童文化センター	10,479,469		
宮崎市かのう児童センター・田野児童センター・田野地域子育て支援センター	26,571,359		
宮崎市かのう児童クラブ・田野児童クラブ・江平児童クラブ・コベルキッズ児童クラブ	73,349,000		
宮崎市かのう児童クラブ・田野児童クラブ・江平児童クラブ加配	6,024,158		
宮崎市放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善業務委託事業	1,392,000		
宮崎市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	2,427,700		
宮崎市子どもの第三の居場所運営業務事業	14,840,000		
宮崎市小戸地域子育て支援センター運営業務事業	5,707,000		
宮崎県里親普及促進センター運営業務事業	30,206,000		
宮崎県保育士支援センター設置運営事業	3,530,000		
宮崎県ファミリーサポートセンターアドバイザーの資質向上及び広報事業	996,100		
宮崎県医師会女性医師保育支援サービスモデル事業	1,458,890		
宮崎県赤ちゃんの駅普及・啓発業務	759,000		
		225,979,873	
4. 受取補助助成金等			
子どもゆめ基金	1,780,548		
		1,780,548	
5. 事業収益			
キッズアート基金学校公演収入	4,565,090		
BASE101自主事業収入	1,685,631		
託児自主事業収入	1,142,462		
アートパーク参加費収入	162,900		
その他(講師謝金等)	2,011,217		
		9,567,300	
6. その他収益			
受取利息	27,485		
雑収入	3,310,931		
		3,338,416	
			241,158,896

科目		金額		
Ⅱ 経常費用				
1. 事業費				
(1)人件費				
給料手当		151,127,653		
法定福利費		12,515,466		
人件費計		163,643,119		
(2)その他経費				
福利厚生費		220,133		
謝金		11,371,380		
旅費交通費		3,380,477		
通信運搬費		2,438,649		
消耗品費		5,777,188		
図書費		1,440,211		
修繕費		997,606		
会議費		18,232		
渉外費		285,122		
研修費		286,370		
事務所費		3,868,305		
水道光熱費		7,829,532		
印刷製本費		2,783,143		
リース料		3,121,269		
保険料		1,127,406		
食糧費		1,361,570		
広報費		186,751		
賃借料		3,641,380		
諸会費		37,500		
事業費		1,189,261		
委託費		1,555,289		
保守管理費		1,931,380		
租税公課		5,515,532		
雑費		1,354,363		
雑損失		3,227,302		
その他経費計		64,945,351		
			228,588,470	
2. 管理費				
(1)人件費				
給料手当		169,500		
人件費計		169,500		
(2)その他経費				
福利厚生費		178,378		
通信費		22,519		
旅費交通費		148,425		
消耗品費		1,551		
事務所費		100,429		
渉外費		89,423		
図書費		2,200		
諸会費		85,000		
リース料		2,409		
保険料		142,056		
委託料		264,000		
租税公課		3,793,658		
広報費		42,506		
雑費		227,736		
その他経費計		5,100,290		
			5,269,790	
経常費用計				233,858,260
当期経常増減額				7,300,636
当期正味財産増減額				7,300,636
前期繰越正味財産額				50,562,464
次期繰越正味財産額				57,863,100

貸借対照表

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

令和7年3月31日現在

科目		金額		
I 資産の部				
1. 流動資産		85,529,283		
	流動資産合計		85,529,283	
2. 固定資産		1,800,081		
	固定資産合計		1,800,081	
	資産合計			87,329,364
II 負債の部				
1. 流動負債		29,466,264		
	流動負債合計		29,466,264	
	負債合計			29,466,264
III 正味財産の部				
1. 繰越金残高				
前期繰越正味財産額			50,562,464	
当期正味財産増減額			7,300,636	
	正味財産合計			57,863,100
	負債及び正味財産合計			87,329,364

令和6年度 財産目録
(令和7年3月31日現在)

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター

科 目・摘 要		金 額		
I 資産の部				
流動資産				
現金預金				
現金	現金手許有高	541,691		
普通預金	宮崎銀行 東宮崎支店	62,788,134		
	宮崎銀行 東宮崎支店	132,427		
	宮崎太陽銀行 アートセンター支店	53,365		
	宮崎銀行 橘通支店	3,069		
	宮崎銀行 神宮支店	293,718		
	宮崎銀行 神宮支店	7,002,648		
	郵便局	1,668,612		
	立替金 体罰によらない子育て啓発の人材育成事業保証金	155,300		
	里親支援センターみやざき他	839,754		
	駐車場敷金	48,240		
未収入金	子どもゆめ基金	836,070		
	みやざきアートセンター	3,783,844		
	児童クラブ加配分	1,360,702		
	宮崎銀行他	62,270		
仮払金	宮崎県赤ちゃんの駅普及・啓発業務 保証金	75,900		
	ファミリーサポート養成講座事業 保証金	59,510		
	スポーツ安全保険料	140,000		
前払費用	児童クラブ消耗品費他	137,929		
仮払消費税	中間申告	5,546,100		
流 動 資 産 合 計			85,529,283	
建物設備	電気工事	892,231		
敷金	江平ビル101・102・103・104・105号・302倉庫及び駐車場敷金	902,850		
出資金	江平2丁目商店街	5,000		
固 定 資 産 合 計			1,800,081	
資 産 合 計				87,329,364
II 負債の部				
流動負債				
預り金	源泉所得税他	1,103,728		
未払金	事業経費返還金他	535,097		
	3月分社会保険料他	3,472,846		
	3月分水道光熱費	213,280		
	3月分人件費	21,326,993		
	事業経費未払分	768,181		
	仮受金 子育てネットワークみやざき	10,447		
前受金	キッズアートアカデミー基金	1,879,145		
	宮崎県の子どもの貧困に関する連携推進協議会	156,547		
流 動 負 債 合 計			29,466,264	
負 債 合 計				29,466,264
差 引 正 味 財 産				57,863,100

監 査 報 告 書

日 時 令和7年 5月16日 (金)
14:00～15:30

場 所 特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル105号

添 付 書 類 1. 総勘定元帳及び領収書
2. 預金通帳
3. 決算書
4. 事業報告書

監査の結果、適正に処理されていることを証明いたします。

監 事

増 田 良 文 

黒 岩 雄 二 

V 2025年度（令和7年度） 基本方針・事業計画

1. 基本方針

子どもの権利条約第3条にある「**子どもの最善の利益**」及び31条「**子どもが文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重**」の理念に沿って、地域の活動団体や市民と連携を図りながら、一人ひとりの「子どもの育ち」に関心を持ち子どもの声をしっかりと聴きながら子どもとおとなが共に育ちあう場を作ります。

- 1) 「**子どもの文化**」に関する事業を行い、市民と共に子どもの社会参画のための事業を推進します。
- 2) 宮崎県内の子どもに関する諸団体との**ネットワーク**を広げ、市民団体・企業・行政と協働し、子どもの成長を見守ります。
- 3) **地域に根差した活動**を推進するために、指定管理事業、受託事業、補助事業、助成事業、自主事業などを通して行政や企業、財団などと協働しながら、人との出会いや子どもたちの体験事業を充実させます。
- 4) **児童福祉法**において里親支援事業を行い里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとするものについて相談その他の援助を行う。
- 5) **SDGs「誰一人取り残さない」**持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指します。
(2015年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) 持続可能な17の目標) 貧困、飢餓、保健、教育、ジェンダー、不平等、平和等



事業実施に関する事項

《 参照 》 【特定非営利活動に関わる事業】 定款第5条

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業
- (5) 子育てに関する支援事業
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり
- (7) 児童福祉法に基づく児童福祉支援事業
- (8) その他、この法人の目的達成のために必要な事業

【基本方針に沿って】

目的や内容について丁寧な議論を十分に重ねながら事業を進めていきます。子どもの権利条約などを繰り返し学び、子どもの声を聴くことを常に意識することを大切にしていきます。

2. 事業計画

実施期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

◆文化・芸術（音楽・演劇・アート等）の企画運営

◆専門的な観点からの子どもの支援を専門団体、専門家との連携を通じて行う

◆児童福祉法に基づいた里親支援事業の実施

2-1. 「子どもの育ちや子育て支援」、「子どもの文化芸術の振興」などを重点に地域と協働しながら居場所づくりや体験事業の充実を図る。また、0歳から18歳までの子どもの安全な居場所づくりや体験活動の充実を行政と協働しながら地域との連携も視野に入れた事業内容にする。

- ・「宮崎市かのう児童センター、宮崎市田野児童センター、宮崎市田野地域子育て支援センター運営業務」
- ・「宮崎市きよたけ児童文化センター管理運営」（社会教育施設）
- ・「みやざきアートセンター管理運営」（NPO 法人宮崎文化本舗との共同体 みやざき文化村）
- ・「b & g みやざき及び宮崎市小戸地域子育て支援センター運営業務」
- ・「宮崎市児童クラブ運営業務（江平、田野、コペルキッズ、かのう）」
- ・「宮崎市ふるさと文化学習支援事業」
- ・「宮崎市小中学校芸術鑑賞派遣事業」
- ・「宮崎県医師会女性医師保育支援サービスシステム事業実施業務」

子育て中の女性医師等が、急な残業や出張、子どもが病気の時（病気回復期）などに、安心して子どもを預けることができる一時的な預り保育のサポートを支援するもので、宮崎県医師会より委託を受け実施。

〈新規〉・「里親支援センターみやざき運営業務」

里親支援センターの運営を通じて、社会的養護が必要な児童の養育について、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、里親のリクルート、研修、マッチング、里親家庭での養育への支援に至るまでの一貫した里親支援を総合的に実施する。児童福祉施設（第2種社会福祉事業）に位置付けられる。

・「宮崎県赤ちゃんの駅普及・啓発業務」

小さな子どもを持つ保護者が安心して外出できる環境づくりのため、授乳やおむつ替えのスペースを提供する施設として「赤ちゃんの駅」の設置推進を図る。

・「宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務」

（NPO 法人みやざきママパパhappyとの共同体 支え合いの地域づくりネットワーク）

子どもたちの支援の入り口となる「子ども食堂」の取り組みを市内に広げるためのサポート、子どもの支援を行う専門家や関係団体等とのネットワークの構築、安心して子ども食堂の利用ができる環境の整備を行う。

〈新規〉・「宮崎市まちなか子育て交流ひろばモデル事業」

まちなかにある書店スペース（蔦屋書店宮崎高千穂通り）を活用し、子育て中の保護者（妊婦を含む）と未就学児を対象とした「まちなか子育て交流ひろば」を開催する。

・宮崎オーシャンライオンズクラブ助成「長期入院の子どもたちの心を癒す芸術との出会い事業 ホットアートプレゼント」

- ・「長期入院中の子どもたちのためのコンサート」「入院中の子どもたちの保護者のためのリンパマッサージ」

2-2. みやざき子ども文化センターの基本方針に基づき自主事業を行う。

子どもたちが社会との接点を持ち、人との関わり合いの中で成長するために安全・安心な居場所をつくる。
さらに子どもたちが素晴らしい文化・芸術に触れる機会を創り、より豊かな心を育む事を目的とし、「キッズアート基金※」の活用し事業を行う。

※すべての子どもたちに「ほんものと出会う」機会、環境の創出を目的に、寄付を原資に基金を創設。宮崎県内の18歳未満の子どもを対象とした芸術文化活動（学校公演、ものづくり、ワークショップなど）の実施団体および活動への助成（主に小規模校対象）を行う。

・「キッズアート基金 鑑賞教室事業」

キッズアート基金（寄付を原資）等を活用し、宮崎県内の小中学校へ舞台芸術の提供、文化、表現活動に関する情報の発信、普及。対象校：宮崎県内小中学校（30校程度）

・「キッズアート・アカデミー」

子どもたちの文化体験活動として、演劇、映像、ものづくりなどを実施。

① 「子ども劇団空風スマイルシアター」（演じる） 月2回

子どもたちの心と体を開放し、のびのびと自分を表現できる時間と場を提供。

② 「ものづくり」 不定期

陶芸や模型、工作など自由な発想で表現し作品を作り上げる。

・「街の小さな音楽会」～音育はじめてみませんか～

乳幼児と親子のためのコンサートの開催。生の音楽に触れる機会の少ない親子のために気軽に参加できる場をつくる。（小戸子育て支援センター、田野子育て支援センター、かのう児童センター、きよたけ児童文化センター等で実施）

・「託児事業」

企業、宮崎県立劇場など、講演会、コンサート、サロン開催時等の子ども一時預かり事業。

・「BASE101」

江平ビル101を地域のコミュニティベースとして「子どももおとなもアートに出会い、人に出会い、未来に出会う場所」をコンセプトに事業を展開。

・子育てワンストップセンター Co to Co（コトコ）」（子育て支援団体向け）

宮崎県内にある様々な支援を把握し、孤立する子育て世帯と支援を結び付けることで誰もが安心して子育てできる地域社会を目指す。

・「職場体験」

中学生、高校生、専門学校生、大学生、社会人のための職場体験。

2-3. 情報発信、情報収集の充実

- | | |
|--------------------------------------|------------------------|
| ・「ホームページ」「Facebook」「Instagram」「LINE」 | 随時更新 |
| ・「TANOにこにこ通信」 | 月1回 宮崎市田野児童センター発行 |
| ・「田野しい子育て通信」 | 月1回 宮崎市田野地域子育て支援センター発行 |
| ・「すずしろ」 | 月1回 宮崎市きよたけ児童文化センター発行 |
| ・「かのう SEED」 | 月1回 宮崎市かのう児童センター発行 |
| ・「小戸地域子育て支援センターたより」 | 月1回 宮崎市小戸地域子育て支援センター |
- 宮崎県、宮崎市、子育て支援センター、図書館、宮崎市民プラザ、社会福祉協議会、小児科等に配布。

2－4．地域との連携事業

- ・「子育てネットワークみやざき」事務局

子育て支援団体（29団体）による月1回の例会で情報交換、交流会の実施及び「子育て講座」の開催。

- ・「みやざき子育て応援フェスティバル実行委員会」事務局

フェスティバル開催に向け実行委員会の開催

- ・「みやざき子育て応援フェスティバル2025」の開催

- ・「宮崎子育てネット」事務局

宮崎子育てネットに登録している団体が講師となり「虐待、子どもの育ち」について研修、また体罰によらない子育ての推進。県内の幼稚園、保育園、小中学校、高等学校、施設、自治会などで実施。

- ・「児童虐待防止及び対応のための研修」の実施 (年30回実施予定)
- ・「体罰によらない子育て等の研修実施及び普及啓発」 (年30回実施予定)

- ・「宮崎県里親会」事務局

宮崎県下の里親の連絡を図るとともに、里親の精神の高揚に努め、里親制度の堅実なる普及発展を期することを目的とする。

2－5．その他、この法人の目的達成のために必要な事業

- ・「事業推進のための職員研修の充実」

職員に向けての研修会の開催や他団体への視察など、事業推進のための研修の充実を図る。また専門性を持った職員については他団体への講師派遣も行う。

2025年度 活動予算書
2025年4月1日～2026年3月31日

特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

科目		金額	
I 経常収益			
1. 受取会費	150,000		
		150,000	
2. 受取寄付金	250,000		
		250,000	
3. 受取委託金等	194,706,060		
		194,706,060	
4. 受取補助助成金等	49,014,900		
		49,014,900	
5. 事業収益	7,100,000		
		7,100,000	
6. その他収益	1,000		
		1,000	
			251,221,960
科目		金額	
II 経常費用			
1. 事業費			
	(1)人件費		
	180,000,000		
	人件費計	180,000,000	
(2)その他経費			
	62,500,000		
	その他経費計	62,500,000	
	事業費計	242,500,000	
2. 管理費			
	(1)人件費		
	800,000		
	人件費計	800,000	
(2)その他経費			
	7,100,000		
	その他経費計	7,100,000	
	管理費計	7,900,000	
経常費用計			250,400,000
当期経常増減額			821,960
当期正味財産増減額			821,960
前期繰越正味財産額(前期繰越)			57,863,100
次期繰越正味財産額(次期繰越)			58,685,060

4. 2025年度（令和7年度） 役員

特定非営利活動法人みやぎ子ども文化センター 役員・監事・顧問
令和7年4月1日から令和8年3月31日

【理事】

役 職 名		氏 名
理 事 会	代 表 理 事	片野坂 千鶴子
	理 事	後 藤 幾 子
		後 藤 麻 夫
		新 名 典 忠
		長谷川 恵 子
		土 田 浩
		片野坂 千 恵
		上 口 将 生（新規）

【監事・顧問】

役 職 名		氏 名
監 事		黒 岩 雄 二
		増 田 良 文
顧 問		濱 門 正 和

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

みやざき子ども文化センターは子ども達の文化芸術への参加、市民としての社会参画の機会を拡げ、健やかな成長に寄与し、すべての子ども達が子どもとして、大人と共にのびやかで豊かに生きられる社会を目指し活動をすすめていきます。

子どもは母の胎内において、生命の歴史を繰り返して外界に生まれ出てきますが、人として成熟するには、さらに様々な経験を必要とします。子どもたちは大人から注がれる愛情をいっぱい浴びながら、多くの仲間とのあそびや、美しい自然や真の芸術にふれ、喜びや感動を体験することで、豊かな感性を育み、人間として生きる力を獲得していきます。このことは1994年に我が国が批准した国際条約「子どもの権利に関する条約」に謳われています。

しかし、60年代の高度経済成長期以降、環境破壊が進み、心身ともに発達途上にある子どもに必要な空間をはじめ、多くのものが奪われてきているのが現状です。また、文化面においても、利益優先の児童文化の氾濫とメディア情報は、地域社会における子どもの生活文化を崩壊させました。子ども達は仲間と過ごす自由な時間を失うなど、多大なリスクを負わされています。これらはすでに、子ども達の心身の歪みとなって表面化し、大きな社会問題となってきています。この状況を改善していくには、大人自身が変わらなければなりません。

子ども劇場はこのことにいち早く気づき、33年前福岡で活動をはじめました。宮崎にも1976年にみやざきおやこ劇場として発足しました。当初より、子ども達の健全な発達を保障する環境づくりを目指し、芸術文化との出会いや様々な生活体験が不可欠であると考え、地域に根ざした自主的な活動やネットワークづくりをすすめてきました。こうした子ども劇場の理念が21世紀を目前に、ようやく社会の共通認識になろうとしています。

そして1998年12月に施行された特定非営利活動促進法（NPO法）により市民活動が社会的に位置づけられ、25周年を迎えようとする私達におおきな希望と勇気をもたらしました。今、これまでの蓄積された経験をもって、新たな段階へと踏み出します。

私達は子ども劇場おやこ劇場をはじめとする諸団体とともに、活動をさらに推進し、子どもの成長に寄与することを目的に、特定非営利活動法人「みやざき子ども文化センター」を設立します。未来を担う子ども達の夢を実現するために、私達大人自身が夢を持って生き、たった一度しかない「子ども時代」を、子ども自身にとって価値があり、輝きある時代となることを願い、活動をすすめていきます。

2 申請に至るまでの経過

2000年3月29日 特定非営利活動法人設立準備室発足

2000年6月24日 特定非営利活動法人設立総会

2000年6月24日

特定非営利活動法人の名称

みやざき子ども文化センター

宮崎市大和町48第3都成ハイツ315号

設立者氏名 川崎 わか子

特定非営利活動法人 みやざき子ども文化センター定款

第1章 総則

【名称】

第1条 この法人は、特定非営利活動法人みやざき子ども文化センターといいます。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎市に置きます。

【目的】

第3条 この法人は、「子どもの育ち」や「子どもの文化」に関心を持つ市民や諸団体と連携・交流・支援を図りながら、子どもの健やかな成長に寄与し地域で子育てをするための環境整備に努め、子どもたちの体験を重視しながら文化芸術への参加・社会参画の機会を拓けます。また、子どもの育ちを支援するため職業紹介事業、里親支援事業を進めます。

【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行います。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動。
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動。
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (4) 社会教育の推進を図る活動。
- (5) まちづくりの推進を図る活動。
- (6) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

【特定非営利活動に係る事業】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 子どもの自主的な活動と社会参画への支援事業。
- (2) 舞台芸術、表現活動に関する普及事業。
- (3) 子どもの権利条約の実現に関する推進事業。
- (4) 子どもと文化に関する研究、人材育成、講演会などの企画運営事業。
- (5) 子育てに関する支援事業。
- (6) 子どもの文化の発信と、子どもと文化に関する市民組織とのネットワークづくり。
- (7) 児童福祉法に基づく児童福祉支援事業。
- (8) その他、この法人の目的達成のために必要な事業。

第2章 会員

【種別】

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、活動を推進するために入会した個人又は団体。
- (2) 支援会員 この法人の目的に賛同し、支援するために入会した個人又は団体・企業。

【入会】

第7条 正会員または支援会員は、次に掲げる条件を備えるものとします。

- (1) 正会員の条件
 - ① 子ども・文化に関わる活動を継続的に行う個人又は団体。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体。
- (2) 支援会員の条件
 - ① この法人の継続的な支援を行う意志のある個人又は団体・企業。
 - ② この法人の設立の趣旨及び定款に反しない個人又は団体・企業。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申し込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは正当な理由がない限り、入会を認めるものとします。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知するものとします。

【会費】

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入するものとします。

【会員の資格の喪失】

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体・企業が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

【退会】

第10条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を、代表理事に提出して任意に退会することができます。

【除名】

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるものとします。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

【抛出品の不返還】

第12条 既納の会費及びその他の抛出品は、返還しないものとします。

第3章 役員及び顧問

【種別及び定数】

第13条 この法人に、次の役員を置きます。

- (1) 理 事 5人以上20人以内
 - (2) 監 事 2人
- 2 理事のうち1人ないし3人を代表理事、若干名を常任理事とします。

【選任等】

第14条 理事及び監事は、総会において選任します。

- 2 代表理事は、理事の互選により定めます。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととします。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができないものとします。

【職務】

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括します。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行します。
- 3 代表理事・常任理事は常任理事会を構成し、理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、この法人の業務の執行を日常的に統括します。
- 4 事務局長は理事会の議決と常任理事会の協議に基づき、事務局の業務を統括します。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行います。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を召集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

【任期等】

第16条 役員の任期は、2年とします。ただし、再任は妨げないものとします。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うこととします。

【欠員補充】

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充します。

【解任】

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができます。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えるものとします。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

【報酬等】

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができます。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができます。

3 前 2 号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【顧問及び相談役】

第 20 条 この法人に顧問及び相談役を置くことができます。

2 顧問及び相談役は、代表理事が理事会の議決を経て委嘱します。

3 顧問及び相談役に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て別に定めます。

第 4 章 事務局

【事務局】

第 21 条 この法人に、事務局を置きます。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置きます。

3 事務局長は、代表理事が理事会の議決を経て常任理事の中から任免するものとします。その他の職員は、代表理事が任免します。

第 5 章 総会

【種類及び構成】

第 22 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とします。

2 総会は正会員をもって構成します。

【権能】

第 23 条 総会は、以下の事項について議決します。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任

(7) 会費の額

(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

【開催】

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催します。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

(1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から召集があったとき。

【召集】

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が召集します。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を召集しなければならないものとします。

3 総会を召集するときは、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出します。

【定足数】

第27条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することができないものとします。

【議決】

第28条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。この場合において、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しません。

2 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではありません。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第29条 各正会員の表決権は、一人（一団体）一票とします。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。又は他の正会員を代理人として表決を委任することができます。

3 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければなりません。

4 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第27条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長及びその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名又は記名押印することとします。

第6章 理事会

【構成】

第31条 理事会は、理事をもって構成します。

【権能】

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決します。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【開催】

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

【召集】

第34条 理事会は、代表理事が召集します。

2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に理事会を召集することとします。

3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに召集の通知を発信することとします。

【議長】

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名したものがこれにあたります。

【定足数】

第36条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができません。

【議決】

第37条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとします。

2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とします。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の1以上の同意があった場合は、この限りではないものとします。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできません。

【書面表決等】

第38条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができます。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第36条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなします。

【議事録】

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとします。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記する。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほかその会議において選任された2名以上の議事録署名人が署名又は記名押印することとします。

第7章 資産及び会計

【資産の構成】

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

【資産の管理】

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定めます。

【会計の原則】

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとします。

【事業計画及び予算】

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経ること

とします。

【暫定予算】

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができます。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなします。

【臨機の措置】

第 45 条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならないこととします。

【事業報告及び決算】

第 46 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならないこととします。

【剰余金の処分】

第 47 条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとします。

【事業年度】

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わります。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第 49 条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

2 前項の規定に関わらず、法第 25 条第 3 項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けるものとします。

【解散】

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由により解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を得るものとします。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければなりません。

【清算人の選任】

第 51 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）は、代表理事が清算人となります。

【残余財産の帰属】

第 52 条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く）に存する残余財産は総会において正会員の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人に譲渡するものとします。

【合併】

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければなりません。

第 9 章 公告の方法

【公告の方法】

第 54 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲示して行います。

第 10 章 雑則

【細則】

第 55 条 この定款の施行についての必要な細則は、代表理事が理事会の議決を経てこれを定めます。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行します。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿の通りとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず成立の日から平成 14 年 5 月 31 日までとします。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによります。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとします。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とします。
 - (1) 個人正会員 年会費 1 口 10,000 円
団体正会員 年会費 1 口 10,000 円
 - (2) 個人支援会員 年会費 1 口 3,000 円
団体支援会員 年会費 1 口 10,000 円
企業支援会員 年会費 1 口 30,000 円
- 6 平成 18 年 5 月 27 日、平成 18 年度通常総会にて第 3 条を改正
- 7 平成 21 年 5 月 26 日、平成 21 年度通常総会にて第 3 条を改正
- 8 平成 24 年 5 月 28 日、平成 24 年度通常総会にて一部を改正
- 9 平成 29 年 5 月 26 日、平成 29 年度通常総会にて第 54 条を改正
- 10 平成 30 年 5 月 25 日、平成 30 年度通常総会にて第 3 条を改正
- 11 令和 6 年 10 月 28 日、令和 6 年度臨時総会にて第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 15 条、第 25 条、第 29 条、第 30 条、第 34 条、第 38 条、第 39 条、第 49 条を改正

◆特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター

〒880-0051 宮崎市江平西1丁目5番11号 江平ビル302

TEL: 0985-61-7590 FAX: 0985-61-3635

HP: <http://www.kodomo-bunka.org/> E-mail: center@kodomo-bunka.org